

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進①

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実にされるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者等に相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
 - ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。
- （※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○総理発言（令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）（抄）

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、**障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください。**

（略）

※官邸HP（本部総理発言掲載）https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/29kyouseishakai.html

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「**障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究**」

（PwCコンサルティング合同会社）

報告書・意思決定支援 取組事例集・

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援
取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ—



令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

自治体における連携体制の構築事例 (取組事例集 事例7を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署	障害者の子育て支援における役割や支援場面
<p>基幹相談支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施 障害のある両親とこどものいる家庭への支援に当たり、こども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施
<p>市町村 障害福祉部署</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターのフォロー 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討
<p>こども家庭センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべてのこどもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能
<p>児童家庭支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域で生活するこども及び家庭への相談支援を実施 妊娠期からこどもが18歳程度（支援の狭間が起きないように）まで切れ目なく支援 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング (月1回程度実施)

- ・ 庁内参加者
 - …母子保健・児童福祉部署、障害福祉部署、教育部署 等
- ・ 外部機関参加者
 - …基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター 等
- ・ 概要
 - …障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、こどもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討



障障発 0605 第 2 号
こ支家第 273 号
こ支虐第 253 号
こ成母第 258 号
令和 6 年 6 月 5 日

各 { 都道府県
市区町村 } 障害保健福祉
児童福祉 主管部（局）長殿
母子保健

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について

障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援に関しては、令和 5 年 1 月に事務連絡「障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について（令和 5 年 1 月 20 日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課・こども家庭局母子保健課・家庭福祉課）」を発出し、都道府県及び市区町村に対し、障害者の希望に基づく生活やこどもの養育を支えるための必要な障害福祉サービスや子育て支援等が確実に行われるよう連携体制の整備等について依頼したところである。

また、この間、令和 5 年度障害者総合福祉推進事業において、障害者の結婚、出産、子育ての支援体制に関する調査研究（※）を実施してきた。

（※）令和 5 年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」

今般、本調査研究事業において、障害者の結婚、出産、子育てに係る支援に関する現状や課題を把握するとともに、個別の具体的な支援事例に関するヒアリングを行い、別添資料 1 のとおり事例集として取りまとめたところであり、各都道府県及び市区町村におかれては、本資料を参考としていただきたい。特に、事例 7 については、市区町村における連携の好事例となっているため申し添える。

また、下記のとおり、支援の推進に関する留意事項を整理したので、各都道府県及び市区町村におかれては、管内の関係機関等に対し、本通知を周知するとともに、障害保健福祉部局や母子保健部局及び児童福祉部局における各種施策の連携による支援の推進に取り組んでいただくようお願いする。

記

1 本人の希望の実現に向けた意思決定支援や支援体制の構築について

結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、その意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の希望を踏まえた生活の実現に向けた支援を推進する必要がある。

市区町村の障害保健福祉部局においては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者において支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、個々の支援において関わりの深い部局が中心となって、関係部局及び機関・事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが重要である。

都道府県においては、市区町村における連携体制や支援基盤の整備等を支援するとともに、サービス管理責任者や相談支援専門員等に向けた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用した研修の実施を推進する等により、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者における障害者の意思決定支援の取組みを推進すること。

2 障害保健福祉施策と母子保健、児童福祉施策等の連携について

市区町村においては、障害者が希望する地域生活の支援及びそのこどもの養育を支えるため、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、こども家庭センター等の児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害保健福祉部局は、母子保健部局及び児童福祉部局と連携し、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制の構築を図ること。

また、こどもの健全な養育を確保する観点から支援が必要と認められる世帯については、市区町村の障害保健福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局、基幹相談支援センターが定期的又は随時に情報共有や支援に関する協議を行うこと等により、重層的な相談支援や見守り体制を確保すること。

その際、必要に応じ、障害特性に配慮した支援を得意とする障害福祉分野の基幹相談支援センターや相談支援事業所の職員等が、こども家庭センター等の職員と同行して訪問を行うことや、こども家庭センター等の職員が把握した障害者の子育て中の世帯について、市区町村の障害保健福祉部局や基幹相談支援センター等につなげること。

3 活用できる施策等について

障害のある妊産婦、子育て家庭への支援にあたっては、こども家庭センター等において、妊娠期からの切れ目のない支援を提供できるよう、サポートプランの作成に際しては、必要に応じて障害福祉分野の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等とも連携する等、障害福祉サービス、相談支援、子育て支援施策等を最大限活用し、必要な支援を提供すること。

活用できる障害保健福祉分野の施策としては、基幹相談支援センター、市町村相談支援事業、指定特定・一般相談支援事業による相談支援や、在宅の障害者に対する定期的な巡回相談や緊急時の対応等を行う自立生活援助、在宅の障害者に対する調理や清掃等の家事

援助や保育所への通園等の育児支援を行う居宅介護等が考えられる。

特に、自立生活援助については、単身の障害者に限らず障害者同士が結婚する場合や子育てを行っている場合等も支援の対象であり、積極的な活用について検討すること。なお、標準利用期間は1年間であるが、障害者の子育て中の世帯等であって、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能である。また、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合には、医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能である。

なお、就労している障害者世帯については、障害者就業・生活支援センター等、就労関係機関等との連携を図ることも重要である。

※ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援について、相談支援事業所と保育、教育等関係機関との連携を評価する医療・保育・教育機関等連携加算や集中支援加算の報酬の充実を図るとともに、自立生活援助に係る報酬の充実やサービス提供体制を推進することとしたところ。

※ 居宅介護等の活用については、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和3年7月12日付け事務連絡）参照

また、こども家庭センター等においては、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業等の家庭支援事業を含む各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局においては、障害保健福祉部局と連携しつつ、これらの施策について、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、障害者及びその家族に対する周知や理解促進に取り組むことが重要である。

障害者を含め、支援を要する家庭に対しては、引き続き、適切な支援を行うことが重要であるが、妊娠した障害者の状況に応じ、必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の下で支援を実施するほか、児童相談所とも認識共有を図りつつ対応すること。また、妊娠中の者に対しては、必要に応じて、妊産婦等生活援助事業等活用できる事業の案内等を行うこと。

さらに、出産後、特に支援が必要と認められる母子については、児童福祉部局は、母子生活支援施設の利用勧奨を行う等により、母子の保護を行うことを検討するほか、自ら子どもを育てることが困難な状況に陥っている場合は、こども家庭センター等や児童相談所と連携して状況の把握や支援方針の検討を行った上で、必要な場合は、児童相談所長の判断により、児童福祉法第33条第1項の規定による一時保護や同法第27条第1項第3号の規定による措置を行うことも含めて検討すること。

なお、活用できる施策と関係機関等については、別添資料2を参考とされたい。

4 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

グループホームは、障害者が長期間にわたって生活を継続する場であり、その過程においては、様々なライフイベントが起こり得ることを踏まえて支援することが重要である。グループホーム事業者においては、相談支援事業者や関係機関との連携の下、以下の点に留意しつつ、障害者の希望を踏まえて結婚、出産、子育ての支援を実施すること。

- ① 利用者から同棲や結婚等の希望を把握した場合には、サービス管理責任者や相談支援専門員が意思決定の支援に配慮しつつ、相談等の支援を行うこと。
- ② 利用者の希望や相談内容を踏まえ、必要に応じて、本人の希望を踏まえて個別支援計画やサービス等利用計画の見直しを行うこと。その際、アパート等での生活を希望する場合には、住宅の確保やその他必要な支援を行うこと。
- ③ グループホーム入居中に利用者が妊娠した場合には、こども家庭センター等による相談支援につなげ、連携して支援を行うこと。

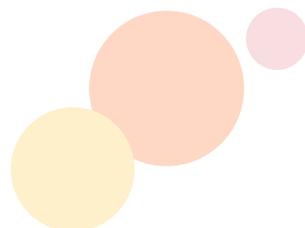
なお、グループホームは、障害者総合支援法上、支給決定を受けた障害者に対して日常生活上の支援を行うものであり、こどもを含め、障害者ではない家族が同居して支援を受けることは基本的には想定していないが、グループホームを利用する障害者が出産した場合であって、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、それまでの間、こどもとの同居を認めても差し支えない。

この場合において、グループホーム事業者は、障害者の希望を踏まえた地域生活の実現やこどもの適切な養育環境の確保を図る観点から踏まえて、新たな住居の確保等の必要な支援を行うとともに、相談支援事業者と連携の下、こども家庭センター等の関係機関による適切な支援体制の確保に努めること。

また、グループホームを利用する他の障害者の支援に支障が生じることがないように、十分に留意すること。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ



INDEX

1

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援について
自主事業によりサポートする取組例
自主事業、グループホーム、自立生活援助

P03

2

法人内の複数の相談支援機関の連携による
結婚や子育てを含む希望する生活の実現に向けた支援の取組例
障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所

P04

3

グループホームにおける子育て中の利用者に対する
子育て支援機関と連携した支援の取組例
グループホーム

P05

4

相談支援事業所における、子育て中の利用者に対する
市町村児童福祉部署やホームヘルパー等と連携した取組例
委託・特定相談支援事業所

P06

INDEX

5

相談支援事業所における子育て中の利用者に対する
障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携した取組例
特定相談支援事業所・自立生活援助

P07

6

法人内の母子への支援事業や子育て支援事業を活用した
障害者本人を含む家族への包括的な支援の取組例
委託・特定相談支援事業所

P08

7

市町村が定例ミーティングの開催などにより主導し、
母子保健分野・児童福祉分野と障害福祉分野の連携体制を
構築している取組例
市町村母子保健・児童福祉部署、市町村障害福祉部署
児童家庭支援センター、基幹相談支援センター

P09

自主事業、グループホーム、自立生活援助

自主事業、グループホーム、自立生活援助における支援の取組

- ▶ 障害者を対象とした会員制の独自の自主事業に取り組んでおり、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについてサポート
- ▶ 交際中カップル数十組、結婚・パートナー生活数十世帯、子どものいる家族数世帯がいる
- ▶ 自主事業が障害者の結婚や子育て等に対する支援を実施し、グループホームや自立生活援助の職員が当該自主事業の職員と連携を図ることにより、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援を行っている

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援に特化した自主事業

- 以下のような独自の自主事業により、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについて、サポートを実施。

<概要>

- ▶ 会員制の事業であり、他の法人の利用者も登録可能
- ▶ 障害がある方が対象。会員のほとんどが障害支援区分1以上の方
- ▶ 会員約数百名のうち、交際中カップルは数十組、結婚・パートナー生活は数十世帯、子どものいる家族は数世帯
- ▶ 職員数十人（専任職員数名。残りは各グループホームなどの職員が兼務）
- ▶ お付き合いマナーや性に関する講座開催、恋活や子育て家族交流などの各種イベント開催、悩み相談や面談、手続きやライブイベント等の様々な支援を実施。イベントは年間約30回開催

交際や結婚生活の見守り、子育て支援など自主事業による幅広い支援

- 自主事業の職員は、家族とも連携を図り、交際や結婚後の生活を訪問や相談に乗るなどをしながら温かく見守るということや、結婚の際の後押し・両家顔合わせなどの幅広い支援を実施。
- 子育て世帯における子どもへの支援も自主事業による職員等が中心となり、利用者の学校との面談やPTA関係、子どもの病院受診、成長見守り、服薬管理などにおけるサポートのほか、市町村の母子保健部署や子育て支援機関との連携なども実施。子どもの状況に応じて、グループホームの毎週の会議に自主事業の職員が参加。

個別事例の状況

〔世帯の状況：賃貸住宅にて同棲〕

男性：知的障害（区分なし）30代

女性：知的障害（区分なし）20代

【同棲に当たっての支援状況】

男性は元々グループホームにいたが、両親の理解を得て、同棲するためにグループホームから退居した。同棲を開始したタイミングで男性への自立生活援助による支援を開始し、現在は自立生活援助の職員が週に1回程度の訪問をしながら、見守りや相談等の支援がされている。

03 自主事業の職員もパートナー間でのすれ違いについて、摺り合わせの支援を実施してきた。

【利用者本人談：出会いに関して】

出会い後にボーリングや食事会、映画など3回ほどの自主事業のイベントに参加して、仲が深まった。

最初の出会いから付き合うまでの過程を考えると自主事業からの支援は大事だと思う。やはり自分たちだけで動くとなると出会いなどは難しいと思う。



見守りや相談支援

自立生活援助事業所
自主事業

（現在の支援状況）

障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所

障害者就業・生活支援センターや委託相談支援等における支援の取組

- ▶ 元々は知的障害者通勤寮を運営しており、地域生活する障害者を多く支援してきた法人
- ▶ 現在、障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所が一体となって、利用者の希望する生活をどう実現するかに向けて個別支援を実施。結婚や子育てについても特別視せずに、個別支援の延長線上で支援してきた。
- ▶ これまでに数十組の夫婦等の家族世帯を支援し、そのうち十組弱は子どもがいる世帯
- ▶ 子育てに係る支援は、地域のボランティアによる子育ての支援など様々な資源を活用することを心がけ、地域の支援機関・サービスの情報収集・提供、つなぎの支援を実施

結婚や子育てを含む様々な生活方法の希望実現に向けた個別支援

- ・ 結婚や子育てだけでなく、一人暮らしをしたい、自分で食事を作って生活したいなど、利用者ごとに異なる様々な生活の希望を実現するため、障害者就業・生活支援センターや委託相談支援事業所が個々の状況に応じた個別支援を実施。
- ・ 結婚や子育てについては、周囲に同じような経験をしてきた先輩家族が多く、他の利用者にとってのイメージのしやすさにつながっている。
- ・ 子育て中の障害者宅を訪問し、実際の生活場面を見て話を聞く機会を提供している。

地域の支援機関やサービスにつなぐ子育て支援

- ・ 子育て支援においては、自分の事業所だけで抱え込まずに、地域の方々や様々な支援機関やサービスにより支援することを意識。
- ・ 地域の子育て支援機関・サービスについて情報収集及び情報提供をするとともに、本人の意思を確認しながら、それらにつなげる支援を実施。
- ・ 本人たちが良好な関係を形成できるよう状況を把握し、必要に応じて同行する等の支援は行うが、最終的に継続して利用するかどうかは利用者本人たちが決める。

個別事例の状況

【利用者本人談】

出産後は、ホームヘルパーや地域のボランティアの方が、日程を組みながら家に来てくれた。その調整は事業所の職員がしてくれていた。また、市町村の母子保健担当の保健師も月に2、3回ほど家に訪問してくれていたほか、困ったときに電話して来てもらったこともあった。

出産後3か月で保育園に子どもは入園した。ボランティアは保育園に入園するまで、ホームヘルパーは出産から約6年間来てもらっていた。ボランティアは、退院後2週間は週に5日（各日3回）来てもらい、その後、保育園入園までは週に2、3日来てもらっていた。また、ホームヘルパーは、退院後2週間は週に5日、その後は週に2、3日帰宅後に来てもらい、子育てについて色々と教えてもらうとともに、入浴の手伝いや着替えの準備、離乳食づくりなどをやってもらっていた。

〔世帯の状況：賃貸住宅〕
父：身体障害、知的障害（区分なし）
40代、就労あり
母：知的障害（区分1）40代、就労あり
子：中学生

地域ボランティア

居宅介護事業所

保健師

障害者就業・
生活支援センター、
委託相談支援事業所

日程調整

訪問支援



(出産後の支援状況) 04

グループホームにおける支援事例

- ▶ グループホームの数十名の利用者のうち、2組の子育て中の利用者世帯がいる
- ▶ グループホームとして借り上げた賃貸アパート等で、知的障害を有する両親と、その子どもが同居生活
- ▶ これまで数組の子育て中の利用者世帯を支援し、うち複数の世帯が一般アパート等に転居
- ▶ 利用者から子育てについての希望があった場合には、グループホームの職員が子育てに伴う困難な面も含めて情報提供し、本人たちの意思を丁寧に確認した上で、その意思を尊重した支援を実施

グループホーム職員による 子育て中の利用者への支援内容

- グループホーム職員が、居室への巡回訪問等を行い、見守り、生活上の相談助言や金銭管理等の支援を実施。
- 子どもに関する家事等は基本的には利用者が行っているが、食事は子ども分も含め食材配達サービス等により対応。
- また、グループホーム職員が子育て支援に係る関係機関との調整や必要なつなぎを実施。
- なお、グループホームから一般のアパート等に転居を希望した場合は、住居の確保などの支援を行っている。

市町村の保健師や 家庭児童相談室等との連携

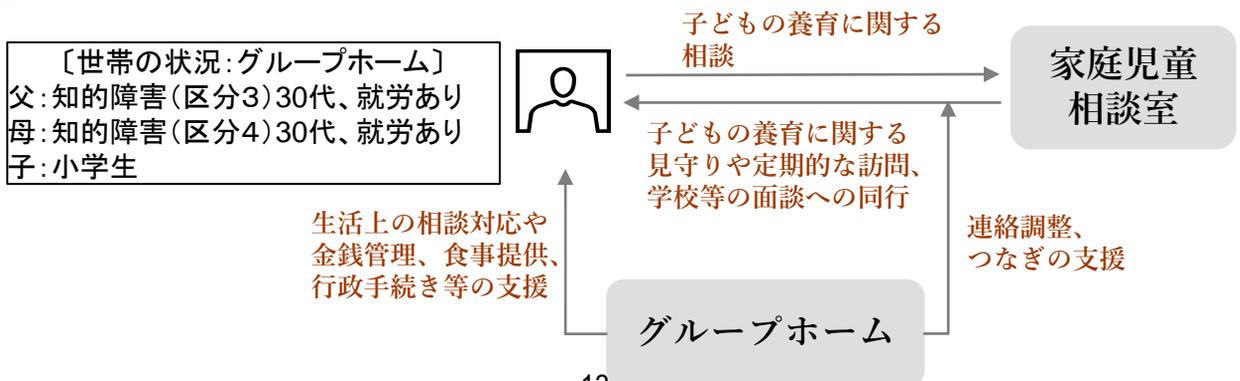
- 乳幼児期は、市町村の保健師がグループホームへ定期的に訪問することで、見守りや子育てに関する助言などの継続的な支援が行われている。
- また、市町村の家庭児童相談室の職員による利用者の子育てに関する相談対応や見守り等が行われている。
- 具体的には、グループホーム職員と必要な連携をしつつ、各機関の支援者により、利用者の居室への定期的な訪問、保育所等の利用手続きの支援、学校での保護者面談同席などのほか、利用者への必要な助言が行われている。

個別事例の状況

【利用者本人談】

市町村の家庭児童相談室の職員に月1回定期的に訪問してもらっており、色々と相談している。子どもの学校との面談にも同行してもらい、担任の先生に対して一緒に学校における生活状況等についても相談してくれている。子どもの学力の問題など、学校生活のことで困ったときに心強いと感じている。

不安はあり、すぐには難しいと思うが、将来的にはグループホームを退居して自立した生活を送ってみたい。



委託・特定相談支援事業所における支援事例

- ▶ 計画相談支援や市町村の委託相談に関わっている利用者のうち2組の子育て世帯がいる
- ▶ 乳幼児を育てている世帯では、相談支援事業所が、市町村の児童福祉部署、ホームヘルパー等と連携しながら、在宅における子育ての見守りや支援を実施
- ▶ 特に、子育ての支援については、市町村の児童福祉部署や保健師が主導的に動いてくれているが、相談支援事業所も場面に応じて適宜支援に加わっている。

個別事例の状況

【具体的な支援・連携場面】

居宅介護を活用して、ホームヘルパーが保育園への子どもの送迎や掃除の支援をしている。送迎を開始する際には、当事業所から保育園に連絡をして、ホームヘルパーによって子どもの送迎を行うことの確認や調整を実施した。

また、当事業所からホームヘルパーに対して、いつもと何か違う場合（子どもの調子が悪い等）には連絡を入れてもらうよう予め伝えている。

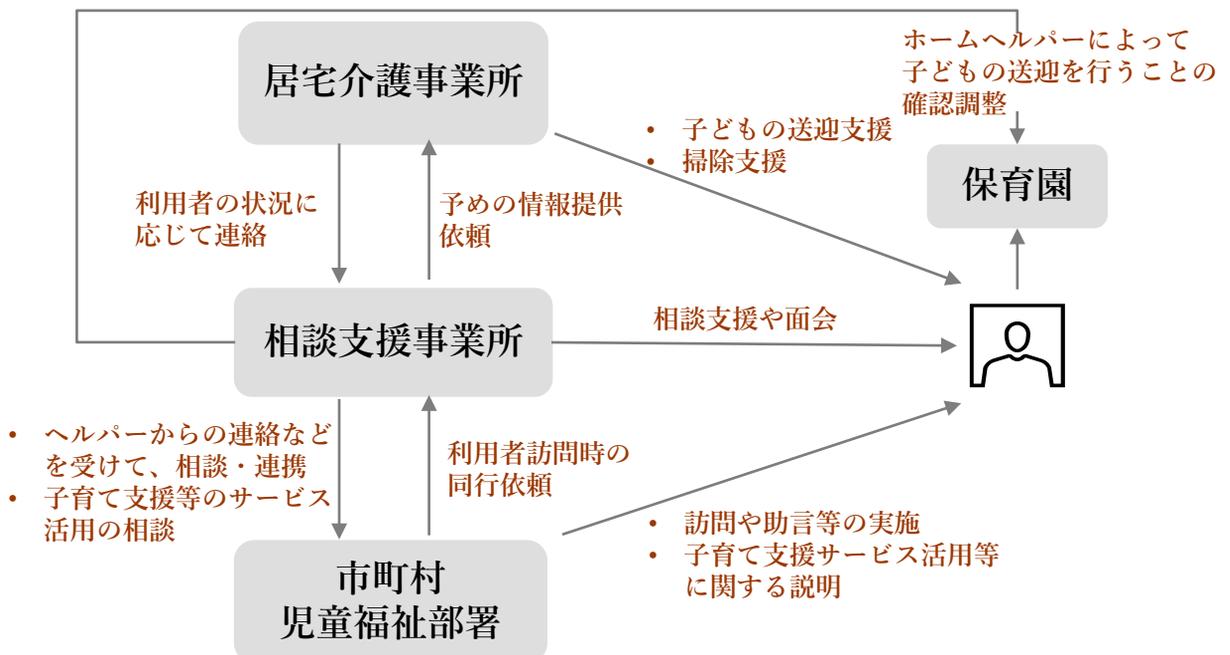
市町村の児童福祉部署は保健師と連携して、当該世帯に対する訪問や助言等を実施している。

子育て支援などのサービス活用は、当事業所から適宜児童福祉部署に相談するとともに、サービスの利用に係る利用者への説明もお願いしている。

また、児童福祉部署から、障害年金の子どもの扶養に関する加算についての説明の際に同行してほしいと依頼を受け、市町村職員とともに自宅訪問するなど連携して支援している。

〔世帯の状況：持ち家〕

父：視覚障害（区分なし）年齢不明、就労あり
母：視覚障害、精神障害（区分2）30代、就労なし
子：乳児、幼児



相談支援事業所における子育て中の利用者に対する 障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携した取組例

特定相談支援事業所・自立生活援助

特定相談支援事業所・自立生活援助における支援事例

- ▶ 子育て中の利用者について、当事業所が相談支援や自立生活援助による支援を実施するとともに、居宅介護により家事や育児支援を実施
- ▶ 障害のある子どもの支援については、母子保健・子育て支援機関だけでなく、障害児相談支援事業所とも連携

個別事例の状況

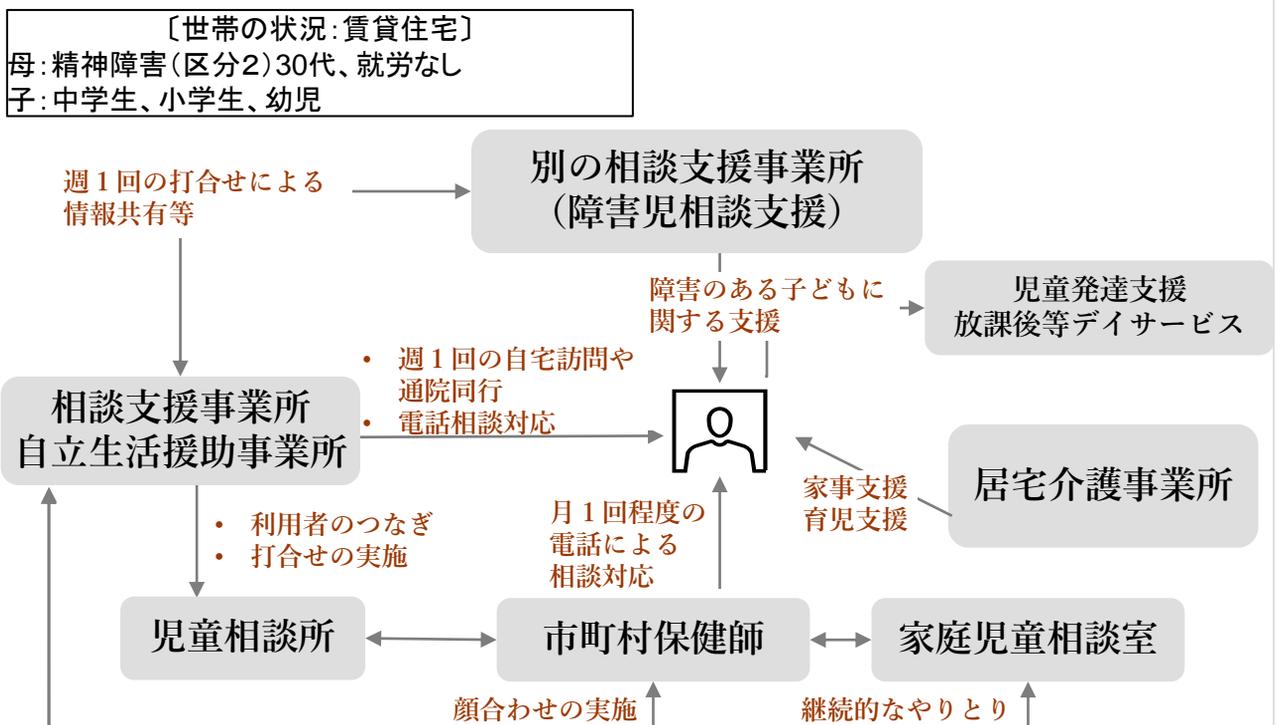
【具体的な支援・連携場面】

当事業所では、週1回の自宅訪問や精神科への通院同行のほか、電話相談を実施している。また、週3回の居宅介護により、掃除や料理、子どもの入浴介助の支援を実施している。

障害のある子どもについては、別の相談支援事業所（障害児相談支援）が対応し、児童発達支援等の調整をしている。また、この障害児相談支援を実施している事業所との打合せを週に1度開催し、情報共有や活用できるサービス等の打合せを実施している。

母親が体調を崩した場合の子どもに係る対応に備えて、母親を児童相談所につなぐとともに、当事業所においても、児童相談所との打合せを実施。

また、市町村の保健師や家庭児童相談所などが連携しながら母子の支援をしている。そのうち保健師は、月に1回程度、電話により、子どものことや母親自身の体調などの様々な相談に乗っている。当事業所においても、この保健師と顔合わせをしているほか、家庭児童相談所とも情報共有などのやりとりを継続的に実施している。



委託・特定相談支援事業所

相談支援事業や法人内の母子への支援事業・子育て支援事業における支援の取組

- サービス等利用計画を作成している利用者のうち、約6割が障害のある親か子どもであり、法人内外の母子への支援サービスや児童福祉サービスとの連携を図りながら、障害者本人だけでなく、その家族全体を支援
- 予期せぬ妊娠等の相談窓口事業やファミリーホームなど、法人内で妊娠期や出産直後の母子への支援サービスも展開しており、障害者の妊娠・出産への支援も実施
- 独自の取組として、子育て中の世帯を対象とした24時間365日の緊急電話対応を実施

親子を分けない包括的な家族支援

- 法人内には、相談支援事業所やグループホーム等のほか、予期せぬ妊娠等の相談窓口や児童発達支援、ファミリーホーム（複数の養育者が複数の子どもを養育する小規模住居型児童養育事業）、保育所などの母子への支援・子育て支援サービス等事業所があり、それらも活用して包括的な家族支援を実施。

子育て中の世帯を対象とした 24時間緊急対応電話の設置

- 子育て中の世帯を対象とした24時間365日の緊急対応電話を法人独自の事業として設けており、その役割は大きい。
- 困ったらすぐに連絡してほしいと利用者に伝え、概ね2名体制ですぐに駆け付けられるような体制を整備。
- 話を聞いてもらえるだけで安心するという状況が多くあり、利用者の子どもからも、電話だけで親の様子が落ち着いたなどの声がある。

産むか産まないかの選択や 出産後の様々な事例

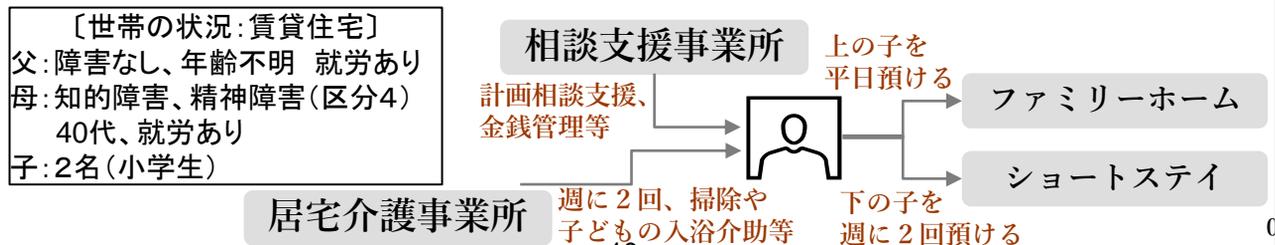
- 妊娠後の相談も多い中、産むかどうかの選択場面においては、最終的には本人が決めることができるよう寄り添いの支援をしている。その際、産んだ後に自身で育てるかどうかなどという点も含め、どのようなサービスや制度等があるかを説明。
- これまでに産んだ後の状況は以下のように様々な事例がある。
 - 複数の子どものうち、数名は実家やファミリーホームに預け、数名は自宅で子育てしているという事例
 - 平日はファミリーホームを活用して、休日に子育てをしている事例
 - 出産直後に子どもは一時保護されるも、法人の運営する保育所に母子ともに通園する等の条件で一時保護が解除され、母子通園しながら子育てをし始めた事例
 - 特別養子縁組や里親制度を選択した事例

個別事例の状況

【利用者本人談】

当事業所には計画相談支援のほか、主に金銭管理や書類手続きについて支援を受けている。居宅介護を週2回利用して、掃除や子どもの風呂の介助の支援を受けている。

上の子どもは、ファミリーホームに平日は預けており、土日に自宅に帰ってきて一緒に過ごすこともある。下の子どもは自宅で過ごしているが、週2回法人内のショートステイを利用。



市町村が定例ミーティングの開催などにより主導し、母子保健分野・児童福祉分野と障害福祉分野の連携体制を構築している取組例

市町村母子保健・児童福祉部署、市町村障害福祉部署
児童家庭支援センター、基幹相談支援センター

市町村の各部署・各支援機関における支援事例

- ▶ 市町村母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する月1の定例ミーティングを開催し、市町村障害福祉部署、基幹相談支援センター、児童家庭支援センターなどが一同に参加
- ▶ そこでの情報共有のほか、障害者の子育て支援に当たっては、障害福祉分野と母子保健分野・児童福祉分野の各機関が、様々な場面でそれぞれに意識的に連携を図りながら支援

月1の子育て支援連携ミーティングの開催



- ・ 市町村母子保健・児童福祉部署が、毎月第2火曜13時半～15時半に開催
- ・ 庁内では母子保健・児童福祉部署と障害福祉部署のほか、保健部署と教育部署も参画
- ・ 基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター等の外部機関が参画
- ・ 障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、子どもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて議論

市町村 母子保健 児童福祉部署

- ・ 市町村内にいるすべての子どもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

児童家庭支援 センター

- ・ 地域で生活する子ども及び家庭への相談支援を実施
- ・ 妊娠期から子どもが18歳くらいになるまで切れ目なく支援
- ・ 公認心理師もおり、心理療法も可能

市町村 障害福祉部署

- ・ 基幹相談支援センターのフォロー
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害の各1名ずつのケースワーカーが月1で基幹相談支援センターと打ち合わせをして、各自の把握ケースを共有

基幹相談支援 センター

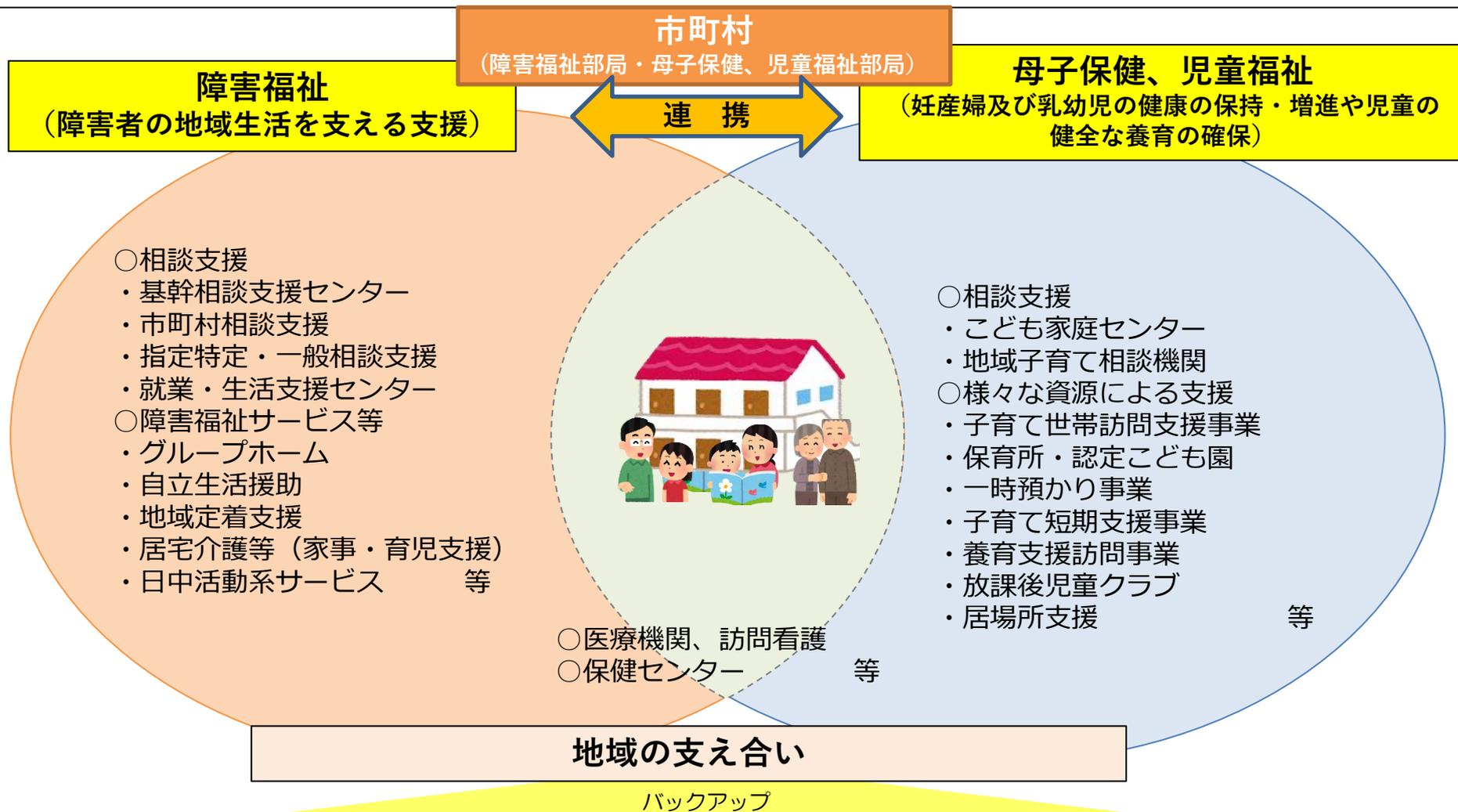
- ・ 来所や電話、LINEによる相談対応
- ・ 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- ・ 市町村内の特定相談支援事業所や市町村障害福祉部署との月1回の連絡調整会議を実施

そのほかの様々な連携状況

- ・ 障害者の子育てのケースでは、行政内では状況に応じて一番対応しやすい部署が主導。ただし、市町村母子保健・児童福祉部署にあらゆる情報が集約されるようにルール化
- ・ 市町村障害福祉部署では、母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討
- ・ 基幹相談支援センターでは、市町村内の保育園や幼稚園、小学校を約10年間にわたり巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- ・ 障害のある両親と子どものいる家庭への支援に当たり、児童家庭支援センターによる月1回の面談に基幹相談支援センターも同席することで、障害特性を踏まえた面談や家庭支援の提案を実現
- ・ 生活困窮に係る相談窓口や担当部署とも連携した支援を実施

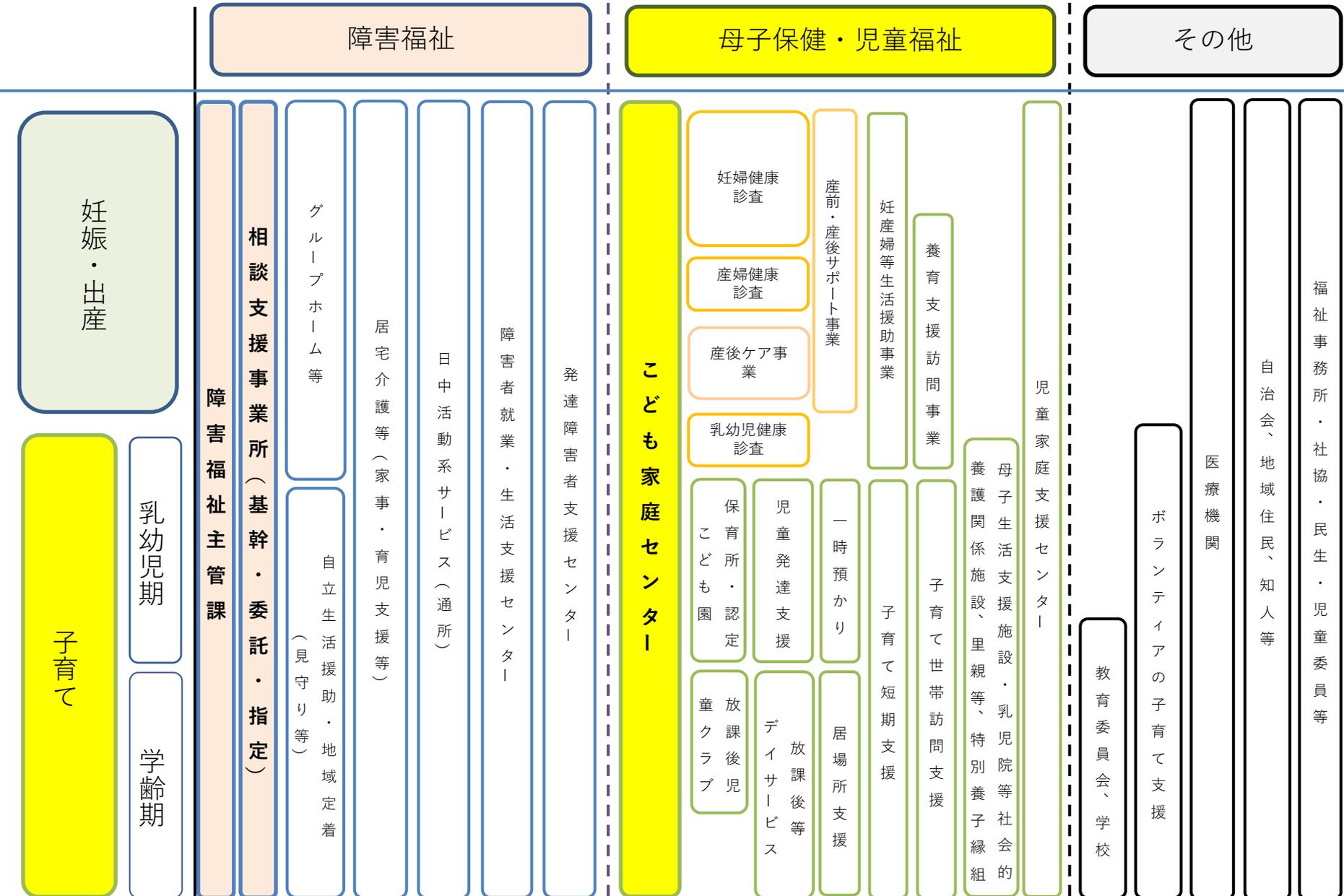
障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育て等の支援体制（イメージ）

- 結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ希望する生活の実現に向けた支援を推進する必要がある。
- このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが重要。



都道府県（障害福祉部局・児童福祉部局）、都道府県（自立支援）協議会、児童家庭支援センター

障害者の出産・子育てに関する主な施策・関係機関（イメージ）



※上記はあくまで施策の活用のイメージであり、個々の事例の状況やライフステージに応じて必要なサービス・支援は異なることに留意

自治体における連携体制の構築事例

(参考資料 1 事例 7 を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署

障害者の子育て支援における役割や支援場面

障害者 基幹相談支援 センター

- ・ 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- ・ 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施
- ・ 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- ・ 障害のある両親とこどものいる家庭への支援に当たり、こども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施

市町村 障害福祉部署

- ・ 基幹相談支援センターのフォロー
- ・ 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討

こども家庭 センター

- ・ すべてのこどもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

児童家庭支援 センター

- ・ 地域で生活するこども及び家庭への相談支援を実施
- ・ 妊娠期からこどもが18歳程度（支援の狭間が起きないよう）まで切れ目なく支援
- ・ 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング

(月1回程度実施)

- ・ 庁内参加者
…母子保健・児童福祉部署、
障害福祉部署、教育部署 等
- ・ 外部機関参加者
…基幹相談支援センター、
児童家庭支援センター、
地域交流センター 等
- ・ 概要
…障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、こどもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて検討



「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

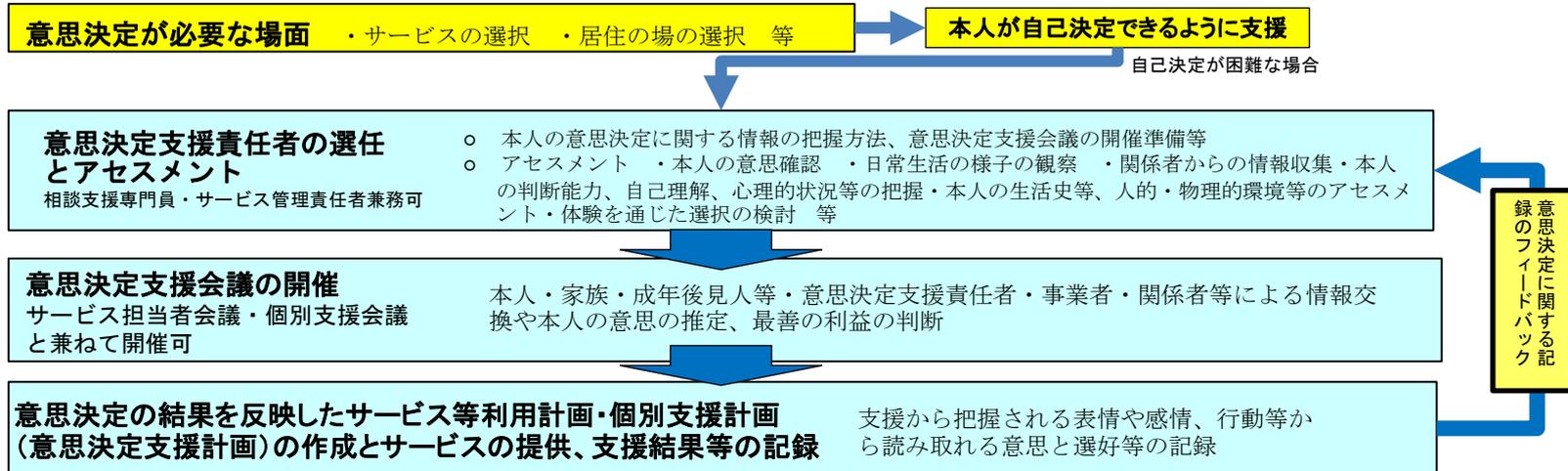
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

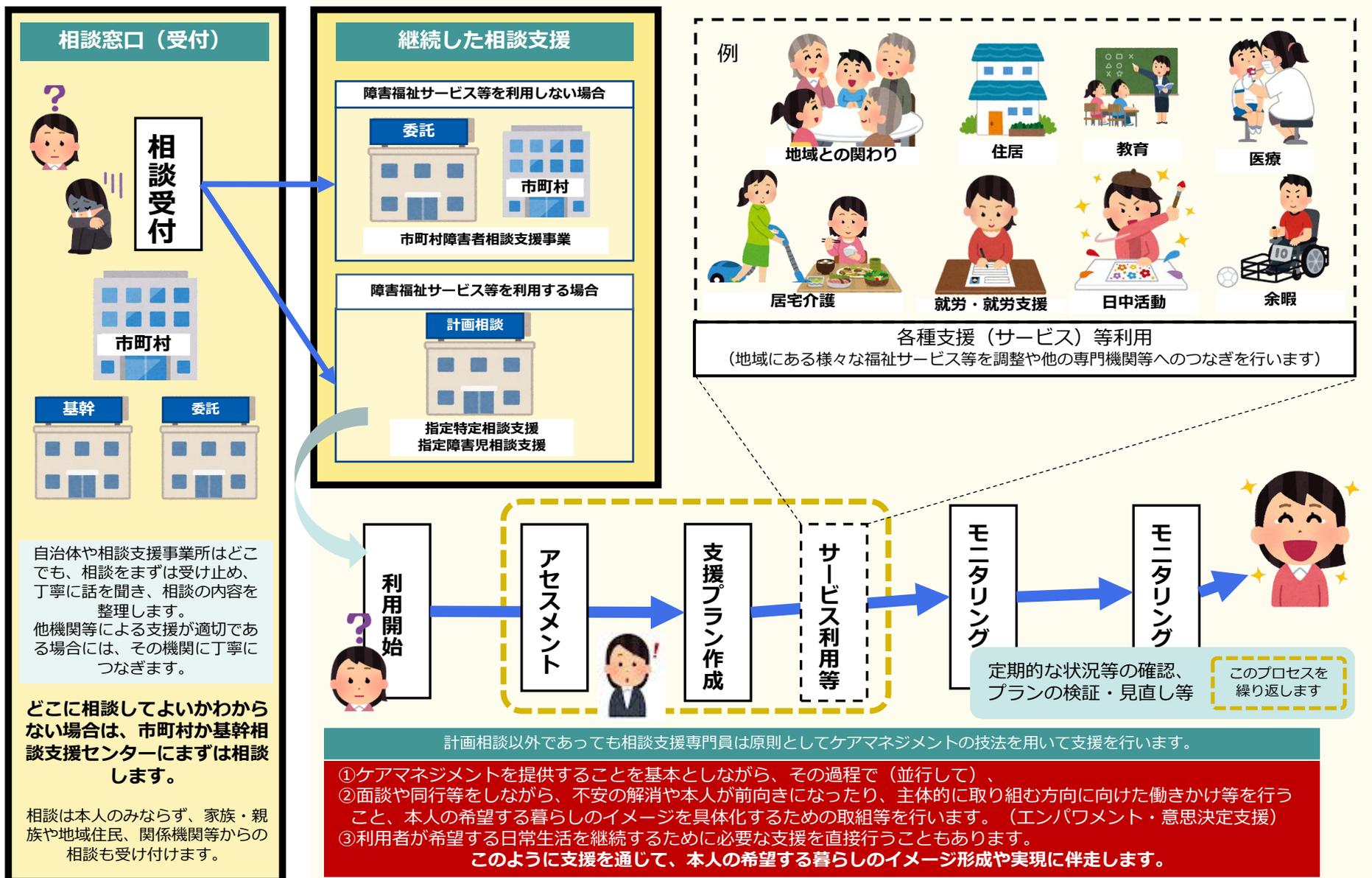
(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



障害福祉分野における相談支援の流れ



障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

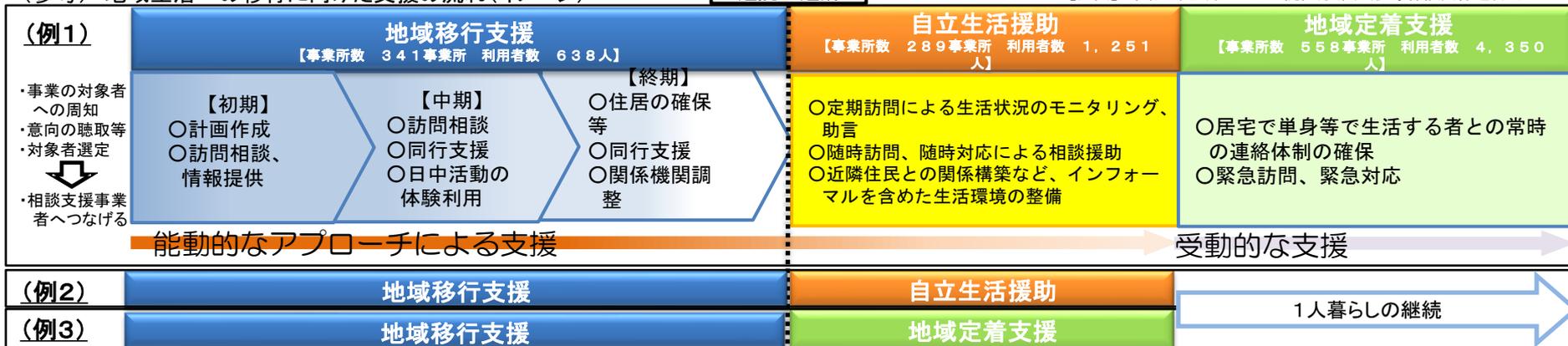
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和5年10月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、
①育児等サポーターを派遣し、日常生活支援等を行うとともに、
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。
③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)

外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

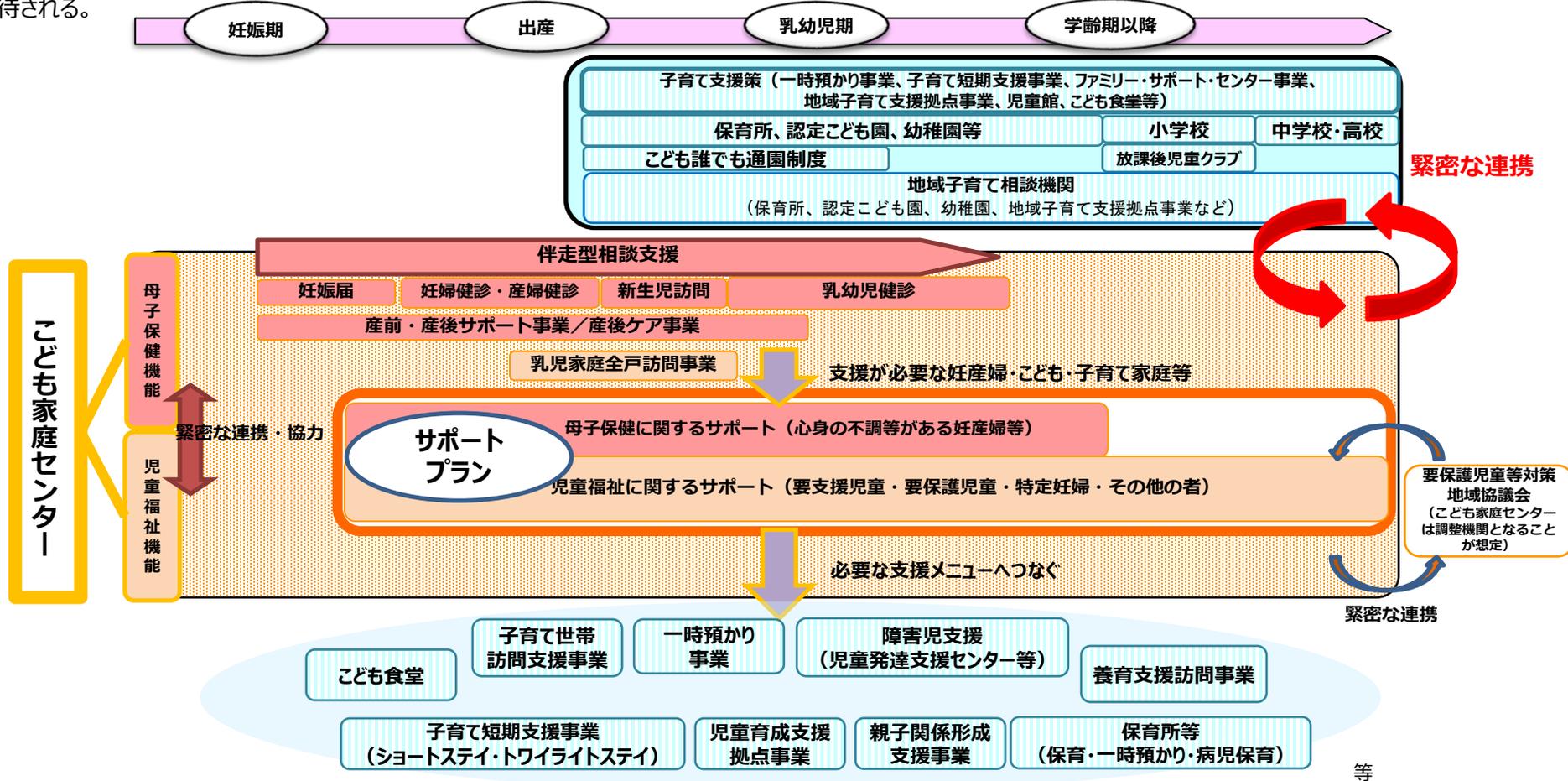
- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

こども家庭センターと各種子育て支援施策等との連携

○ こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等を行うにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。

○ そのためには、妊娠期からの伴走型相談支援や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をポピュレーションアプローチにより実施するとともに、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や地域子育て相談機関等からの情報提供を通じて、支援を必要とするこども・家庭を把握し、関係機関等とともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。

○ 上記の子育て支援関係事業として、こども未来戦略方針においてこども誰でも通園制度を創設することとされており、未就園児が本制度を利用することにより、これまで把握が困難であった気になる未就園児・保護者を見つけた場合にこども家庭センターへ情報共有を行うことで、必要な支援メニューにつなげていくことが期待される。



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**こどもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者がこどもと共に入所・利用可能**とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

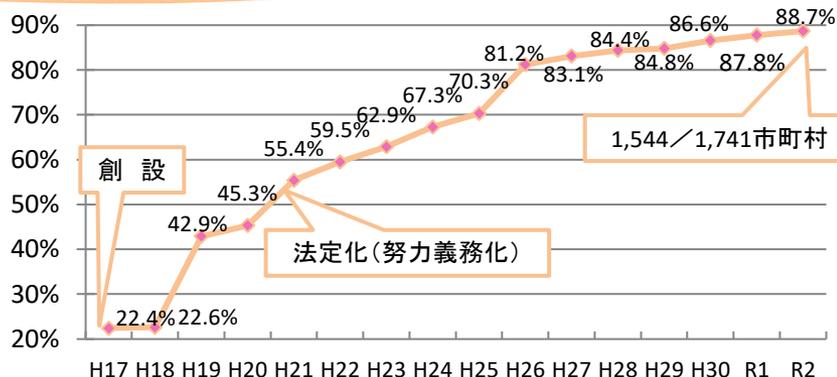
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

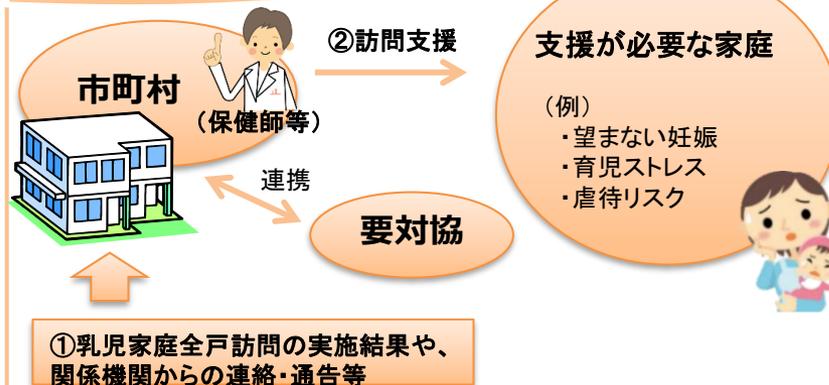
年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。
 - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者（事前に研修を実施）
 - ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

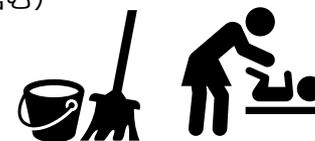
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件当たり560円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算 **2,074**億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】

- 1 運営費
※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
- (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
 - ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和6年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,833千円～49,077千円

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



一時預かり事業（利用者負担軽減分）

【事業内容】低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する。

【補助基準額】
 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
 住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

※令和6年度から子ども・子育て支援交付金により措置

<安心こども基金を活用して実施>

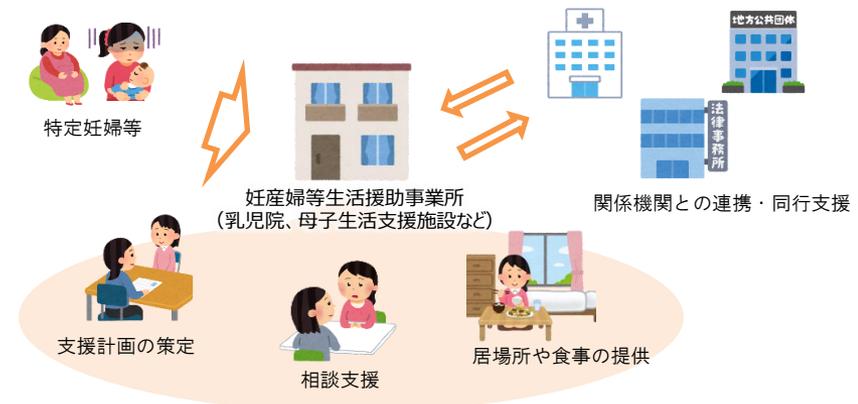
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算	
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算	
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり 887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり 887千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4